

国立大学リハビリテーション療法士協議会 会則細則

I 総則

1. この細則は、国立大学リハビリテーション療法士協議会（以下、本会という）会則に基づき、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

II 会員に関する項

1. 会員は、事務局への届出をもって入会、退会および休会することができる。また、休会后会員活動が再び可能となった場合、同様の届出をもって復会することができる。
2. 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。
3. 正会員は、本会主催の学術大会の発表、およびその学術誌へ投稿することができ、学術誌の配布を受けることができる。
4. 正会員は、本会会則第十二条に掲げる会費を納入しなければならない。
5. 準会員は、総会への参加および議決権を行使することはできない。ただし、別に理事会で承認した準会員は、総会に出席することはできるが、議決権を行使することはできない。
6. 準会員は、本会主催の学術大会の発表、およびその学術誌へ投稿することができ、学術誌の配布を受けることができる。
7. 準会員は、本会会則第十二条に掲げる会費を納入しなければならない。ただし、別に理事会で承認を得た準会員は、会費を納めることを要しない。
8. 名誉会員は、入会手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となる。
9. 名誉会員は、本人の申し出および著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。
10. 名誉会員は、総会に出席することはできるが、議決権を行使することはできない。
11. 名誉会員は、本会刊行物などを無料とし、会費を納めることを要しない。
12. 会員は次の理由によりその資格を失う。
 - 一 文部科学省に管轄する国立大学法人からの離職（準会員・名誉会員は除く）
 - 二 会費の滞納（名誉会員は除く）
 - 三 死亡または連絡途絶
 - 四 除名
13. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあった会員は、理事会の議を経て会長がこれを除名することができる。

III 会費に関する項

1. 本会の会費は、施設会費および個人会費とする。
2. 施設会費は、一大学ごと年間 10,000 円とする。
3. 東京大学医学部附属病院と東京大学医科学研究所附属病院、および九州大学病院と九州大学病院別府病院—の施設会費は、二施設で一大学分の施設会費とする。
4. 個人会費は、正会員準会員の会費とする。
5. 個人会費は、年間 1,000 円とする。
6. 休会中の会員は、会費を徴収しない。
7. 名誉会員は、会費を徴収しない。
8. 別に理事会で承認した準会員は、会費を徴収しない。

IV 選挙に関する項

1. 役員の選挙は、本会会則第七条に基づき、この規程によって行う。
2. 選挙を行うために選挙管理委員会を設置する。
3. 選挙管理委員は、当該選挙年度に開催する学術大会の大会長および大会準備委員の中から選任された3名の選挙管理委員により構成する。
4. 会長・副会長・事務局長・理事・監事および当該選挙の候補者は、選挙管理委員となることができない。
5. 選挙管理委員の任期は、当該選挙年度と次年度の2年間とする。
6. 選挙管理委員の委嘱は、会長が行う。
7. 選挙管理委員会は投票日60日以前に選挙すべき役員の定数を公示し、立候補を受け付けなければならない。
8. 立候補の締め切りは、投票日30日以前とする。(郵送による当日消印の立候補届は有効とする)
9. 会長、理事および監事選挙は、正会員の自由意志又は推薦により立候補できる。他薦の場合は3名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が書面をもって届け出るものとする。
10. 候補者は、他の候補者を推薦してはならない。
11. 候補者が定員に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。
12. 選挙は、総会において出席者の無記名投票により行う。
13. 投票は、選挙管理委員会が定める方法により行う。
14. 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
15. 定数を越えた数の記載があったものは無効とし、定数に満たないものは有効とする。
16. 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものを当選とし、過半数に満たない場合は、上位2名で決選投票を行う。
17. 連記投票の場合は、投票数上位より順に当選とする。
18. 得票数が同数の場合は、同数得票者による決選投票を行ない、なお決しないときは、抽選で当選者を決める。
19. 候補者が定員内のときは、無投票当選とする。
20. 当選者が当選を辞退、または辞任、もしくは退会するなどにより、役員が定数に満たないときは理事会において補欠選挙の有無を決める。
21. 役員の選出は、次の順序で行う。
 - (1) 会長 (単記投票)
 - (2) 理事 (定員連記投票)
 - (3) 監事 (定員連記投票)
 - (4) 副会長は、理事のなかから会長が委嘱し総会の承認をうる。
 - (5) 事務局長は、正会員の中から会長が委嘱し総会の承認をうる。
22. 候補者の告示は、候補者および推薦者の氏名ならびに候補者の趣旨所信(400字以内)とし、選挙管理委員会が書面または電磁的方法により通知する。
23. 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。立会人は、各立候補者の推薦するもののなかから、抽選により定めたものを選挙管理委員会が選任する。

V 附則

1. この細則の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
2. この細則は平成二十二年九月二十九日より施行する。
3. この細則は平成二十八年十月八日一部改正により施行する。
4. この細則は平成三十年五月二十六日一部改正により施行する。
5. この細則は令和五年七月八日一部改正により施行する。
6. この細則は令和八年七月三日一部改正により施行する。